

吉備中央町一般廃棄物処理基本計画 概要版（令和6年3月）

1 計画の基本的事項

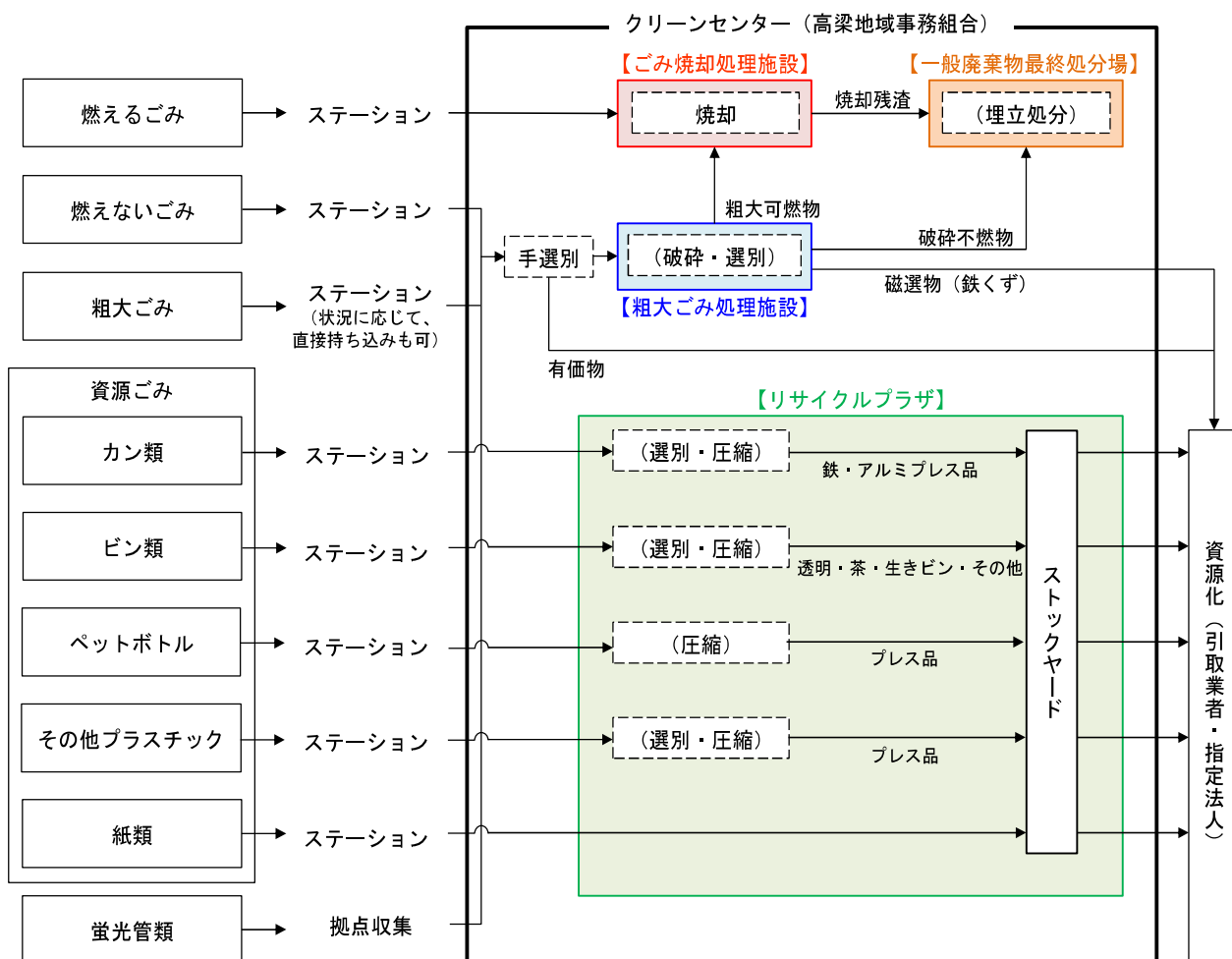
本計画は、前計画が平成26年に策定されて以降、10年が経過したことから、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、ごみ処理基本計画策定指針（環境省）に基づき、施策等の評価・見直しを行ったものです。令和6年度から5年後の令和10年度を中間目標年度、10年後の令和15年度を目標年度とします。

【計画対象区域】	: 吉備中央町全域
【計画対象廃棄物】	: 一般廃棄物（ごみ、生活排水）
【計画期間】	: 令和6年度～令和15年度

2 ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理の流れ

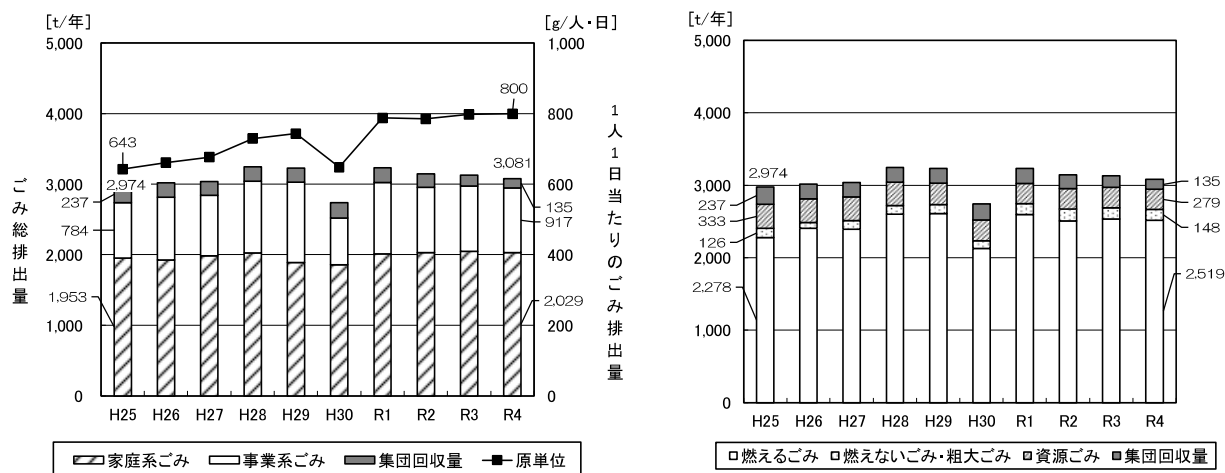
本町では、高梁市の高梁地域事務組合のクリーンセンターにおいて、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（5種類）及び蛍光管類の処理を行っています。



2.2 ごみ総排出量

ごみ総排出量は、平成 28 年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じ、令和 4 年度は 3,081t/年となっています。

また 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、増加傾向にあり、令和 4 年度は 800g/人・日となっています。



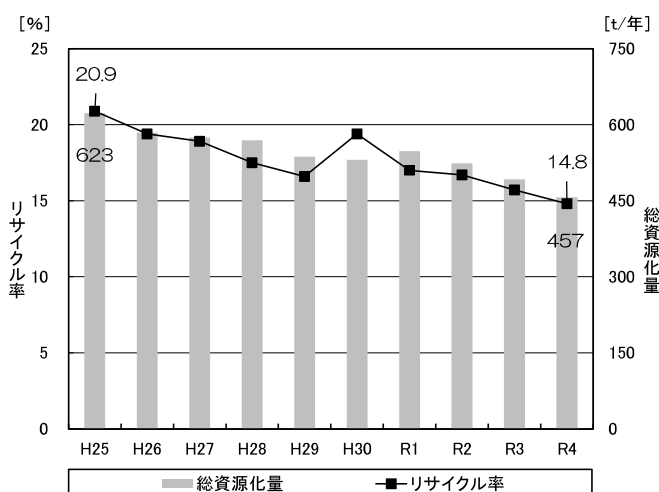
<排出形態別のごみ排出量>

<ごみ種別のごみ排出量>

注) 平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨での被災により、高梁地域事務組合のクリーンセンターが一時的に稼働停止していたため、他の年度に比べ数値上少なくなっています。

2.3 総資源化量・リサイクル率

総資源化量及びリサイクル率は、減少傾向にあり、令和 4 年度のリサイクル率は 14.8%となっています。



注) 平成 30 年度については、高梁地域事務組合のクリーンセンターが一時的に稼働停止し、可燃ごみ等の計量が行われていなかったため、リサイクル率が他の年度に比べ数値上高くなっています。

2.4 ごみ処理に係る課題

【排出抑制・資源化】

- ・1人1日あたりのごみ排出量について、全国的には減少傾向にあるのに対して、本町では増加傾向にあります。そのため、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、ごみ排出量を削減する必要があります。
- ・リサイクル率について、国、県、本町前計画における目標の達成が困難な状況であるため、資源化量及びリサイクル率の向上に向けて、分別回収の徹底をする必要があります。

【収集運搬・中間処理・最終処分】

- ・リサイクル率の向上等に向け、新たな分別品目を追加する場合は、収集体制について検討する必要があります。
- ・現在、高梁市にある高梁地域事務組合にて中間処理をしています。施設の老朽化に対して、新たな施設の建設だけでなく、既存施設の延命化も含めて検討する必要があります。

【ごみ処理経費・その他】

- ・ごみ処理経費について、削減に努める必要があります。
- ・パトロールや看板及び幟旗の設置等により不法投棄やポイ捨て対策を講じる必要があります。

2.5 基本方針

“町民・事業者・行政の協働と連携による循環型のまち”の実現を図るため、以下の4つの基本方針を設定します。

基本方針1 町民・事業者・行政の協働による2R（リデュース・リユース）の推進

一般廃棄物処理の責任主体として、発生・排出抑制に係る施策を策定するとともに、それらの施策を効果的に展開するため、町民及び事業者に対し、周知徹底を図ります。また、町民及び事業者は、町が策定した施策に積極的に協力することとします。

基本方針2 適正処理の推進

本町で排出されるごみは、高梁地域事務組合のごみ処理施設で適正に処理されており、今後とも、同施設で処理を行う方針です。また、環境保全や環境美化の観点から、今後もパトロールや看板及び幟旗の設置等による不法投棄対策を講じ、不法投棄の削減に努めます。

基本方針3 循環資源の利用促進

資源ごみのリサイクルに資する集団回収や拠点収集を推進します。
また、現在は焼却処理されている燃えるごみの中には資源化できるものが多く含まれていることから、これらのリサイクルの推進を図ります。

基本方針4 町民・事業者への情報提供及び環境教育の推進

町民・事業者に対し、ごみ処理に係る情報を積極的に提供するとともに、“ごみ”を題材とした環境教育の推進を図ります。

2.6 ごみ処理に係る数値目標

目標 1	ごみ総排出量を約 2,800t/年以下にする。
目標 2	リサイクル率を約 22%以上にする。

2.7 ごみの排出抑制・再資源化のための取組

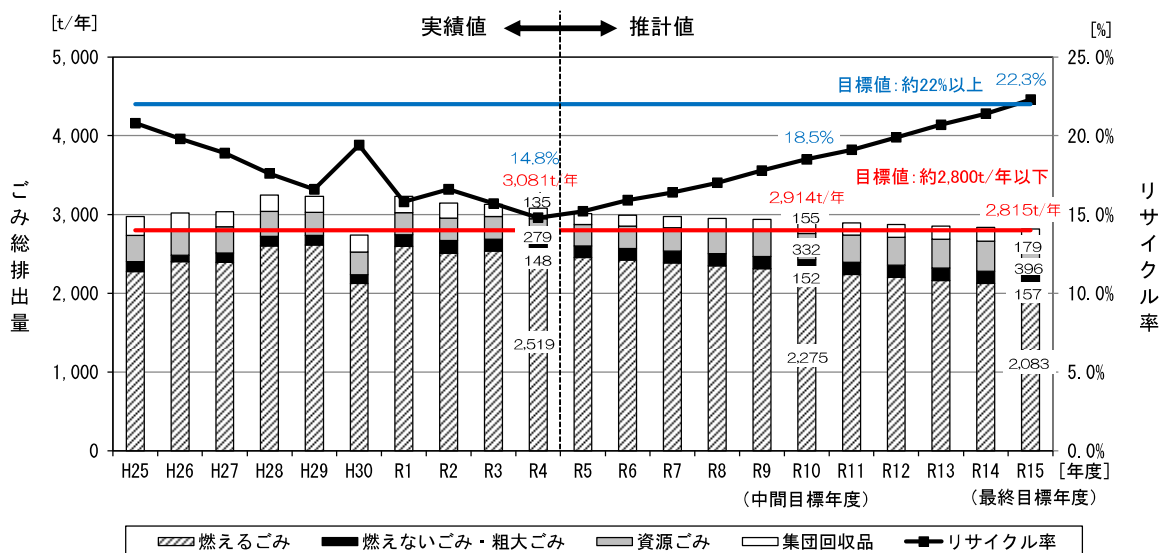
本町では、数値目標達成のため以下の取組を実施し、ごみの排出抑制・再資源化を図ります。

	取 組 名	内 容
1	公共施設におけるごみの減量化の推進	コピーや印刷の際に、不要紙の裏面やリサイクルトナーを利用します。
2	公共施設における再生品の利用促進	古紙利用のトイレットペーパーやコピー用紙などの環境にやさしい製品を利用します。
3	リユース食器の使用	町内のイベント等において、リユース食器の使用することを検討します。
4	リユース情報の充実	リサイクル品の無償提供を行います。
5	フリーマーケット・バザー等の活用によるリユースの推進	フリーマーケット・バザー等を活用するよう呼びかけます。
6	クリーンセンター見学会等の利用拡大	クリーンセンターの見学会や紙すき等の体験講座を行います。
7	クリーンセンターにおける小型家電のピックアップ回収	小型家電のピックアップ回収を行います。
8	集団回収の推進	ごみ減量化協力団体報奨制度を設け、紙類等の資源回収を行います。
9	拠点収集の推進	蛍光管類の拠点収集を行います。
10	常設のリサイクルステーションの設置補助	常設のリサイクルステーションの設置を希望する自治組織への協力依頼について検討します。
11	家庭系ごみの減量化及び分別排出に関する啓発	ごみ分別ガイドブック等により、分かりやすく、ごみの分別排出に係る情報を提供します。
12	水切りによる生ごみの減量化の推進	生ごみに含まれる水分をできるだけ除去して排出するよう呼びかけます。
13	生ごみ処理容器等の普及促進	生ごみ処理容器等を設置する町民に対し、一定の補助金を交付します。
14	生ごみのリサイクル	大型生ごみ処理機の設置や段ボールコンポストの普及促進について検討します。
15	雑紙、古布類及び廃乾電池等のリサイクル	古紙類は集団回収により回収しており、廃乾電池等は燃えないごみとして回収します。
16	簡易包装の推進	販売店に対し、簡易包装を呼びかけ、包装材の減量化に努めます。
17	事業者への適正排出及び減量化に関する指導の徹底	廃棄物の適正排出及び減量化に関する指導に努めます。
18	事業系ごみの分別排出の徹底	クリーンセンターでの搬入検査等により事業系ごみの分別排出の徹底を図ります。
19	事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	受益者負担の公平性の観点から、事業系ごみ処理手数料の見直し等について検討します。
20	ごみ減量・リサイクルに取り組んでいる販売店との連携	マイバッグ運動や簡易包装等に取り組んでいる販売店を広報誌やホームページ等で紹介します。
21	食べ残しの削減に取り組んでいる飲食店との連携	食べ残しの削減に向けて取り組んでいる飲食店を広報誌やホームページ等で紹介します。
22	環境教育の充実	各種団体や小学校等を対象にクリーンセンターの見学会を行います。
23	高齢者のごみ出し支援制度の検討	高齢者のごみ出し支援制度を検討します。
24	使い捨てプラスチック類削減の推進	使い捨てプラスチック類の削減に向け、周知徹底を図ります。
25	食品ロス削減の推進	水切りや食べきり、使い切り等への周知徹底を図り、町民・事業者に協力を促します。
26	新たな情報発信ツールの導入	従来の発信ツールに加え SNS 等を活用した新たな情報発信ツールの導入を検討します。

2.8 目標達成時のごみ総排出量及びリサイクル率

ごみの排出抑制に資する各取組の実施により、「家庭系ごみを1人1日あたり1g減らす」ことを目指します。町全体としては「ごみ総排出量約2,800t/年以下」を目指します。

また、分別排出の徹底及び集団回収への協力により、「リサイクル率約22%以上」を目指します。



2.9 収集運搬計画

計画収集区域は、町内全域とします。

収集形態は、今後とも、委託収集（家庭系ごみ）・許可収集（事業系ごみ）とします。

2.10 中間処理計画

本町で発生するごみは、今後とも、高梁地域事務組合のごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザで処理します。

2.11 最終処分計画

ごみ焼却処理施設で発生する焼却灰及び粗大ごみ処理施設で発生する破碎不燃物は、今後とも、高梁地域事務組合の一般廃棄物最終処分場に埋立処分します。

2.12 その他ごみ処理に関し必要な事項

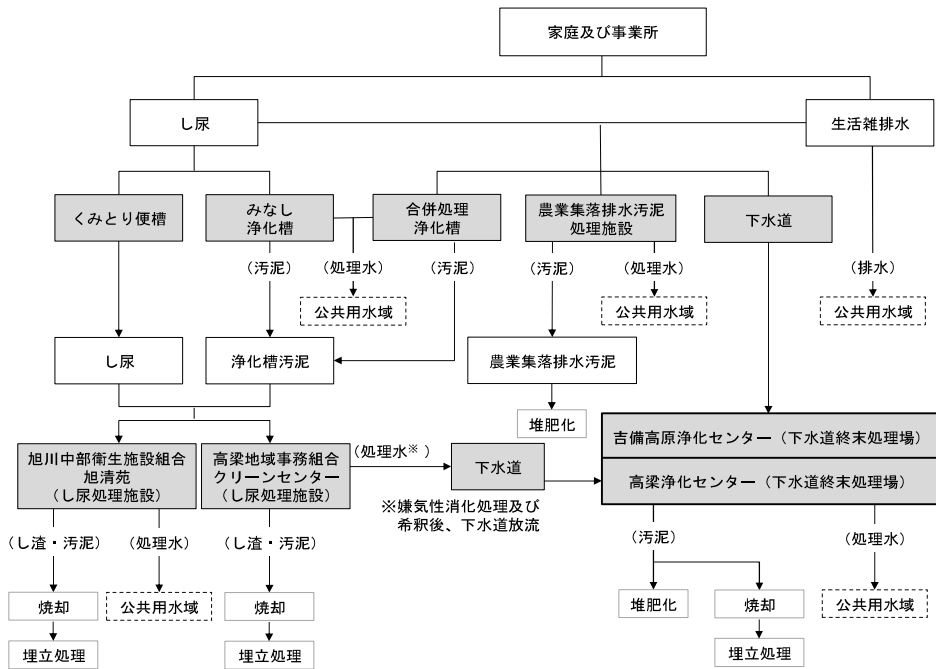
特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物については、現状どおり、適正処理を推進します。

災害時に発生する廃棄物は、「吉備中央町災害廃棄物処理計画（令和2年3月）」に基づき、速やかな復旧・復興等を進めます。

3 生活排水処理基本計画

3.1 生活排水処理の流れ

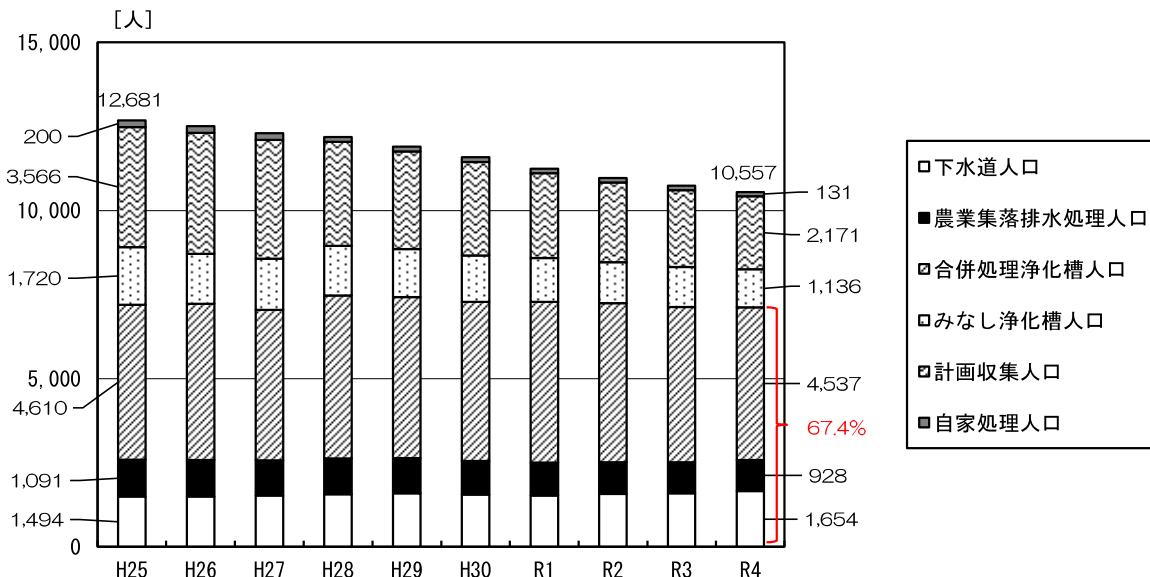
賀陽地区のし尿及び浄化槽汚泥は高梁地域事務組合のクリーンセンターで、加茂川地区のし尿及び浄化槽汚泥は旭川中部衛生施設組合の旭清苑で処理を行っています。また、高梁地域事務組合のクリーンセンターで発生するし渣・汚泥は焼却処理後、埋立処分しています。



3.2 処理形態別人口の推移

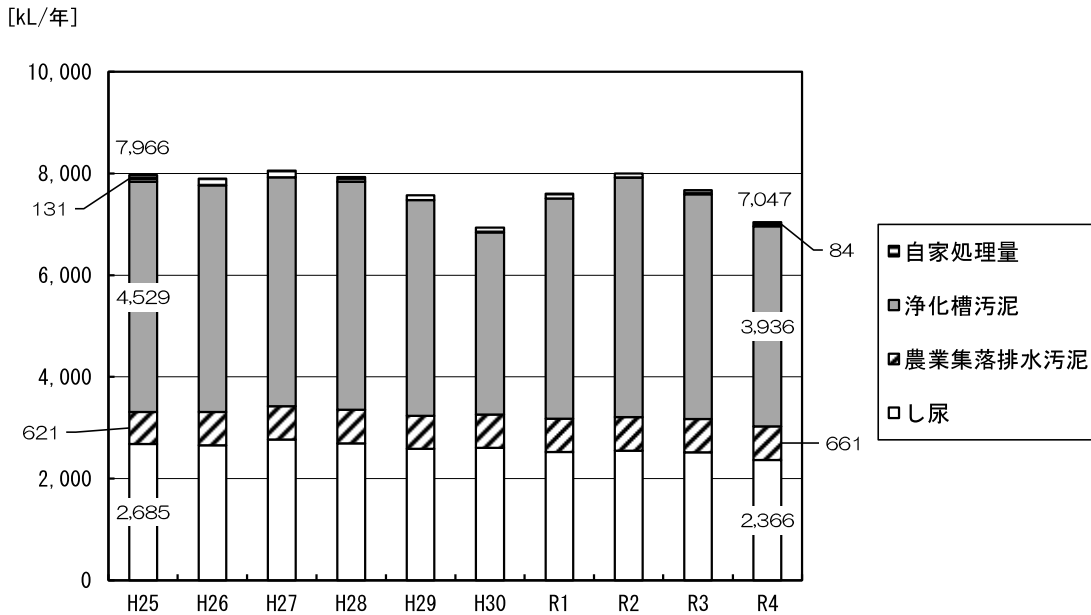
下水道人口は増加傾向にあり、農業集落排水処理人口、合併処理浄化槽人口、みなし浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向にあります。

また、下水道人口、農業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口の合計人数を総人口で除した生活雑排水処理率は令和4年度で67.4%となります。



3.3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

し尿の排出量及び自家処理量は減少傾向、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の排出量は増減を繰り返しています。



注) 平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨での被災により、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ数値上少なくなっています。

3.4 生活排水処理の課題

- ・下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、生活雑排水処理率の向上を図る必要があります。
- ・施設の老朽化が進行しているため、今後、コスト面や留意点等を整理し、高粱地域事務組合・旭清苑関係市町と協議のうえ、効率的な視点に立って施設の在り方について検討していく必要があります。

3.5 基本方針

生活排水処理に係る課題を解決するため、以下の基本方針を設定します。

基本方針 1 公共用水域の水質保全

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、生活雑排水処理率の向上を図り、公共用水域の水質保全を図ります。

基本方針 2 啓発活動及び環境教育の推進

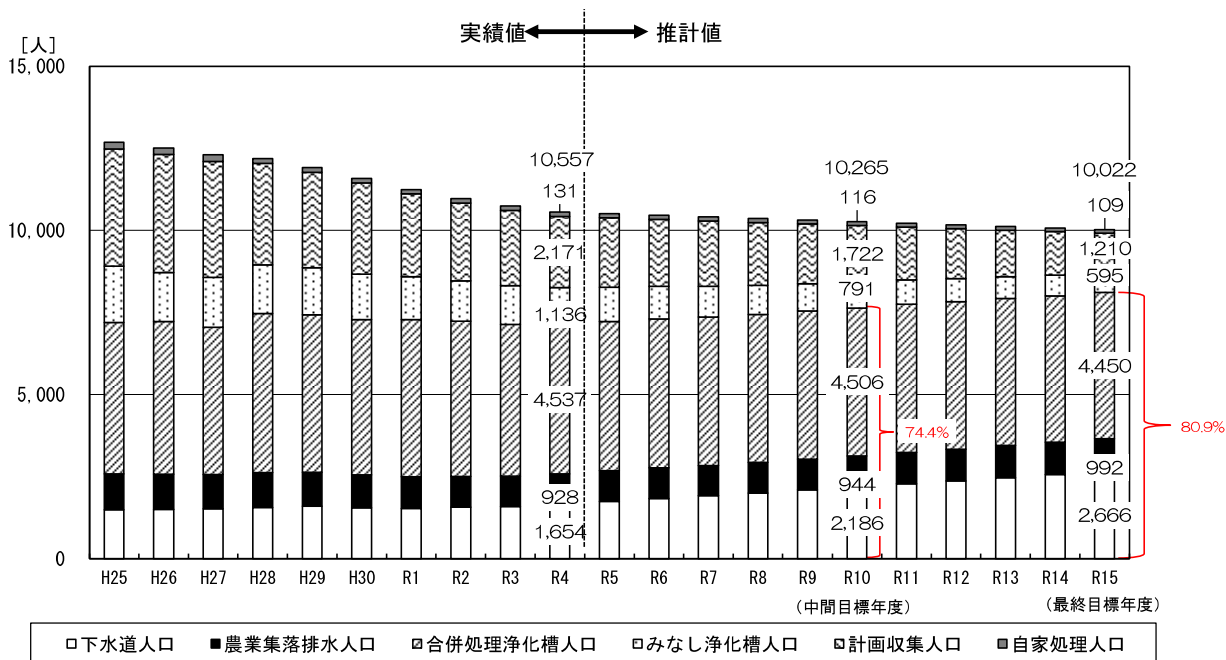
生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、出前講座等により環境教育の推進を図ります。

3.6 生活排水処理に係る目標

目標 生活雑排水処理率を 80%以上にする。

3.7 処理形態別人口の将来予測

下水道や合併処理浄化槽等の整備により、生活雑排水処理率は、中間目標年度（令和10年度）が74.4%、目標年度（令和15年度）が80.9%となる見込みです。



3.8 収集運搬計画

収集区域は、今後も、本町内全域とします。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制については、今後とも現在の体制により実施します。

3.9 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のクリーンセンター及び旭川中部衛生施設組合の旭清苑で適正に処理しています。今後も、施設の適正な維持管理を行い、適正処理の推進に努めます。

3.10 最終処分計画

高梁地域事務組合のし尿処理施設及び、旭川中部衛生施設組合旭清苑のし尿処理施設では、し尿及び汚泥は、焼却後、焼却灰を埋立処分しています。今後も、同様の方法により、埋立処分します。

3.11 その他必要な事項

町民に対する広報・啓発活動として、生活雑排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性等について、今後、広報紙等により、いっそうの周知徹底を図ります。